育児休業取得中の施設等利用給付認定に係る

広島市における取扱いについて（お知らせ）

* 令和元年１０月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、「保育の必要性がある」との施設等利用給付認定（２号認定、３号認定）を受けているこどもは、幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用料の全部又は一部が、上限額の範囲内で無償化されています。
* この際、就労や出産前後のほか、「育児休業開始以前から既に幼稚園等の預かり保育又は認可外保育施設を利用しており、引き続き同施設を利用する必要があると認められる場合」についても、認定の要件となる「保育を必要とする事由」に該当します。
* ついては、上記に該当するこどもについては、育児休業取得期間の記載のある就労証明書等を、認定申請書に添付いただくことにより、保育の必要性を確認し、施設等利用給付認定（２号認定、３号認定）を行います。
* ただし、育児休業開始後に幼稚園等の預かり保育又は認可外保育施設を利用し始めた方は認定の対象となりません。
* 幼児教育・保育の無償化の概要等について、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

「広島市公式ホームページ（幼児教育・保育の無償化）」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

（連絡先）

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市こども未来局幼保給付課

電話：０８２－５０４－２１５４